



# 臨時特例つなぎ資金

失業などに伴って既に住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対して、その状況に応じて失業給付、住居確保給付金、生活保護等の公的な給付または公的な貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで、若干の時間を要するため、その間の生活に困窮することがないように、当座の生活費として貸付ける資金。

**貸付対象:** ①原則、お住いの地区の生活困窮者自立相談支援制度実施期間における自立支援プランの作成に向けた相談が必要です。

②失業等給付、職業訓練受給給付金（求職者支援制度）、短期訓練給付金、住居確保給付金等の公的給付または公的な貸付の申請が受理されていて、かつその給付・貸付などの開始までの生活に困窮している場合。

**貸付限度額:** 10万円以内

**連帯保証人:** 不要

**貸付利子:** 無利子

**据置期間:** なし（公的給付・貸付の交付を受けたときから1ヶ月以内）

**償還期間:** 1年以内



# 総合支援資金

失業者世帯等に対して、生活の立て直しのための継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金。

※原則として、生活困窮者自立支援制度の支援を受けていること。

## 生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用

**貸付限度額:** 2人以上…月20万円以内

単身…月15万円以内

**貸付期間:** 原則3ヶ月以内  
(最長12ヶ月まで延長可)

**据置期間:** 6ヶ月以内

**償還期間:** 10年以内

## 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

**貸付限度額:** 40万円以内

**据置期間:** 6ヶ月以内

(生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内)

**償還期間:** 10年以内

## 一時生活再建費

生活再建のために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

**貸付限度額:** 40万円以内

**据置期間:** 6ヶ月以内

(生活支援費と併せて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内)

**償還期間:** 10年以内



# 不動産担保型生活資金



一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯または要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。

## 不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 土地評価額の7割以内、月30万円以内

**貸付期間:** 借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

**据置期間:** 契約終了後3ヶ月以内

**償還期間:** 据置期間終了時

**利率:** 年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率

**連帯保証人:** 必要

※推定相続人の中から選任

※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

**留意事項:** ・居住者が65歳以上の世帯が対象

・配偶者、両親以外の同居人がいる場合は貸付対象外

・土地評価額が概ね1,500万円以上必要

(下限1,000万円以上) ※公示地価に基づく

## 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

**貸付限度額:** 居住用不動産評価額の7割以内（集合住宅は5割）

貸付額は保護実施期間が定めた貸付基本額の範囲内

**貸付期間:** 借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間

**据置期間:** 契約終了後3ヶ月以内

**償還期間:** 据置期間終了時

**利率:** 年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率

**連帯保証人:** 不要

※居住用不動産が配偶者と共有の場合は、配偶者を連帯借受人とする

**留意事項:** ・居住者が65歳以上の世帯が対象

・同居人がいる場合でも可

(ただし、配偶者以外の承継は不可)

・土地建物の評価額が概ね500万円以上必要

(下限350万円以上) ※固定資産税評価証明書

・受付窓口はお住まいの所轄の福祉事務所